

## 温室効果ガス排出量等の算定方法

(H23年度温室効果ガス排出量等早期算定手法統一基準検討WG報告)

### 1 算定の基本的な考え方

環境モデル都市における温室効果ガス排出量・吸収量の算定については、算定に必要な統計データの制約や各都市の課題等の実態を踏まえ、各都市の算定方法を尊重しつつ、可能な限り相互比較、客観比較が行える形で算定することができるよう、次の考え方を基本とする。

最新の実績データを基に、部門毎の温室効果ガス排出量等の算定を行う。

ただし、最新の実績データの入手が困難な部分については、直近の利用可能なデータを使用し、按分するなどして可能な限り部門の算定を行う。

※部門別の算定の他、対策を講じた取組（分野）の施策効果の算定を行うことも可能とする。（例：太陽光発電導入効果、市役所の排出量、大規模事業者排出量等）

### 2 データ収集方法

各都市の実態等を踏まえ、以下の方法によりデータを収集する。

#### <電力消費量>

- ・電力消費量については、電気事業者からの聞き取りによる方法で収集する。
- ・小規模自治体に限っては、事業者や一般家庭へのアンケート調査や聞き取りによる方法で収集することも可能とする。

#### <都市ガス消費量>

- ・都市ガス消費量については、都市ガス事業者からの聞き取りによる方法で収集する。

#### <LPG、灯油その他化石燃料消費量>

- ・家庭部門のLPG、灯油消費量については、家計調査年報データを収集する。
- ・家庭部門以外の部門では、都道府県別エネルギー消費統計等の入手が困難であることから、直近の利用可能なデータを収集する。
- ・小規模自治体に限っては、事業者や一般家庭へのアンケート調査や聞き取りによる方法で収集することも可能とする。

#### <自動車交通算定基礎>

- ・都道府県別燃料石油製品販売量、市町村別自動車登録台数等を収集する。
- ・小規模自治体に限っては、事業者や一般家庭へのアンケート調査や聞き取りによる方法で収集することも可能とする。

#### <森林吸収量算定基礎>

- ・森林調査簿等の実績データを収集する。

### 3 排出量・吸収量算定方法

各都市の実態等を踏まえ、以下の方法により排出量・吸収量を算定する。

#### <産業部門>

- ・ 電力消費量、都市ガス消費量が、
  - ① 契約種別等の区分で得られた場合、産業部門に係るデータを抽出する方法
  - ② 市区町村区域全体の総量として得られた場合、直近の実績の部門割合等で按分する方法により算定する。
- ・ L P G、灯油その他化石燃料消費量については、過去の電力消費量、都市ガス消費量との比率を用いる方法や都道府県消費量から按分する方法により算定する。
- ・ 大規模事業者から排出量の報告を義務付けている場合は、その報告データに基づき算定する。
- ・ 小規模自治体に限っては、事業者へのアンケート調査や聞き取りによる方法で得られた消費量に基づき算定することも可能とする。

#### <運輸部門（自動車交通）>

- ・ 環境省「市区町村別自動車交通 CO2 排出推計テーブル」を用いて算定する（人口と車種別保有台数を更新。）。
- ・ 燃料消費量に基づき算定する場合には、都道府県レベルの消費量から市区町村の保有台数等で按分する方法により算定する。
- ・ 大規模事業者から排出量の報告を義務付けている場合は、その報告データに基づき算定する。
- ・ 小規模自治体に限っては、事業者へのアンケート調査や聞き取りによる方法で得られた消費量に基づき算定することも可能とする。

#### <業務部門>

- ・ 電力消費量、都市ガス消費量が、
  - ① 契約種別等の区分で得られた場合、業務部門に係るデータを抽出する方法
  - ② 市区町村区域全体の総量として得られた場合、直近の実績の部門割合等で按分する方法により算定する。
- ・ L P G、灯油その他化石燃料消費量については、過去の電力消費量、都市ガス消費量との比率を用いる方法や都道府県消費量から按分する方法、建物用途別延床面積に基づき按分する方法により算定する。
- ・ 小規模自治体に限っては、事業者へのアンケート調査や聞き取りによる方法で得られた消費量に基づき算定することも可能とする。

### <家庭部門>

- ・ 電力消費量、都市ガス消費量が、
  - ①契約種別等の区分で得られた場合、家庭部門に係るデータを抽出する方法
  - ②市区町村区域全体の総量として得られた場合、直近の実績の部門割合等で按分する方法により算定する。
- ・ L P G、灯油消費量については、家計調査年報データに基づき按分する方法により算定する。
- ・ その他化石燃料消費量については、過去の電力、都市ガスとの消費比率を用いる方法や都道府県レベルの消費量から按分する方法により算定する。
- ・ 小規模自治体に限っては、一般家庭へのアンケート調査や聞き取りによる方法で得られた消費量に基づき算定することも可能とする。

### <エネルギー転換部門>

- ・ 電気事業者等からの提供データにより算定する。

### <森林吸収部門>

- ・ 日本温室効果ガスインベントリ報告書に基づき算定する。(樹種別の吸収量)
- ・ 京都議定書目標達成計画に基づく値や都道府県等が公表している値を使用して算定する。(ha または 1 本当たりの平均吸収量)
- ・ 植生回復(都市緑化)は、国土交通省「低炭素都市づくりガイドライン」に基づき算定する。

## 4 排出係数

- ・ 当該年度排出量の実態を把握するため、最新の公表されている排出係数を使用する。
- ・ 併せて、環境モデル都市の取組による温室効果ガス排出量の影響を把握するため、毎年変動する排出係数の外部要因を排除する目的で、アクションプラン策定時の排出係数を使用し、対策の効果について考察する。